



平成22年3月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官(印)

平成21年第2692号 定額補修分担金条項使用差止請求控訴事件

(原審・京都地方裁判所平成20年(ワ)第871号)

口頭弁論終結日 平成22年1月22日

判 決

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

控訴人・被控訴人(第1審原告) 特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

【以下「第1審原告」という。】

上記代表者理事 野々山 宏

上記訴訟代理人弁護士 長野 浩 三

同 平尾 嘉 晃

同 川村 暢 生

同 大高 友 一

京都市伏見区深草西浦町3丁目70番地第5長栄アストロビル

被控訴人・控訴人(第1審被告) 株式会社長栄

【以下「第1審被告」という。】

上記代表者代表取締役 長田 修

上記訴訟代理人弁護士 和田 敦 史

主 文

1 第1審被告の控訴に基づき、原判決2, 3項を次のとおり変更する。

第1審原告のその余の請求をいずれも棄却する。

2 第1審被告のその余の控訴を棄却する。

- 3 第1審原告の控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は第1, 2審を通じてこれを2分し、その1を第1審原告の、その余を第1審被告の各負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

(第1審原告)

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 第1審被告は、消費者との間で建物賃貸借契約を締結し、又は合意更新するに際し、別紙1記載の事項（以下「定額補修分担金条項」という。）を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 3 第1審被告は、その従業員らに対し、第1審被告が2項記載の意思表示を行うための事務を行わないよう指示せよ。
- 4 第1審被告は、その従業員らに対し、別紙2記載の内容を記載した書面を配付せよ。

(第1審被告)

- 1 原判決のうち、第1審被告敗訴部分を取り消す。
- 2 第1審原告の請求を棄却する。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の要旨

- (1) 本件は、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である第1審原告が、不動産賃貸業及び不動産管理業を目的とする事業者である第1審被告に対し、定額補修分担金条項が同法10条に反して無効であるとして、同法12条3項に基づき、①消費者との間で建物賃貸借契約を締結し、又は合意更新するに際し、定額補修分担金条項を含む意思

表示をすることの差止め, ②同条項が記載された契約書用紙の破棄, ③同条項を含む意思表示を行うための事務を行わないこと及び同条項を含む契約書用紙を破棄すべきことを従業員らに指示すべきこと, さらに上記③が認められない場合の予備的請求として, ④従業員らに対し, ③記載の指示を記載した書面を配付するよう求めた事案である。

- (2) 原審は, 上記①のうちの, 建物賃貸借契約を締結する際の定額補修分担金条項を含む意思表示をすることの差止めを請求する部分について認容したが, 上記③のうちの, 従業員らに対し, 建物賃貸借契約を締結し, 又は合意更新するに際し同条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行うための事務を行わないことの指示を求める部分は却下し, 上記①, ③のうちのその余の請求及び②, ④の請求を棄却した。
- (3) そこで, 第1審原告はその控訴の趣旨記載のとおりの判決(第1(第1審原告))を求めて, 第1審被告はその敗訴部分のすべてを不服として, それぞれ控訴した。

## 2 前提事実及び争点

本件の前提事実及び争点並びに当事者の主張は, 当事者双方の当審での主張を以下に付加するほか, 原判決3頁4行目から10頁12行目までのとおりであるから, これを引用する。

### [第1審原告の主張]

- ア) およそ合意更新時においても, 原契約どおりとする旨の意思表示がなされているので, 定額補修分担金条項を含む意思表示がされていることになる。しかも, 定額補修分担金条項には退去時の原状回復費用の負担や支払った定額補修分担金の不返還約束が含まれているので, 合意更新時において, 定額補修分担金条項を含む意思表示がなされているというべきである。
- イ) 「不特定かつ多数の消費者」の要件とは, 事業者による不当な契約条項の使用や不当勧誘行為のなされる消費者の範囲が一定の範囲にあるとして

も、その範囲が一定の規模を持ち、かつ、その範囲の消費者に対して反復継続して不当な行為がなされ、若しくはなされるおそれがあるのであれば、消費者被害の拡散を防止し消費者の利益を擁護する必要があるのであって、当該要件に該当するというべきである。第1審被告が現在契約している戸数は相当数に上るはずであり、今後合意更新する消費者はこれから被害に遭うのであるから、差止めが必要である。

イ 第1審原告の請求内容は、「被告はその従業員らに対し、被告が消費者との間で建物賃貸借契約を締結又は合意更新をするに際し、本件条項を含む意思表示を行うための事務を行わないよう指示せよ」というものであって、具体的には第1審被告が「当社従業員は、当社が（本件条項）を含む意思表示を行うための事務を行ってはならない。」と記載した書面を従業員が認識できる場所へ掲示する、同内容の書面を従業員へ配布するなどであることは明らかであり、これら具体的行為は明らかでなくとも「指示」したかどうかは明確に判断できるのであるから、請求の特定に欠けるところはないというべきである。

ウ 新規契約において定額補修分担金条項を使用するおそれが認められ、かつ、上記のとおり合意更新時において現在も上記条項が使用され、退去時に支払った定額補修分担金が返還されない消費者被害が現に発生していることからすれば、従業員への文書配布を認める必要がある。

#### [第1審被告の主張]

ア 消費者契約法10条の「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」契約条項とは、消費者と事業者との間にある情報、交渉力の格差を背景にして、事業者の利益を確保し、あるいは、その不利益を阻止する目的で、本来は法的に保護されるべき消費者の利益を信義原則に反する程度にまで侵害し、事業者と消費者の利益状況に合理性のない不均衡を生じさせるような不当条項を意味するものと解すべきであり、消費者

に少しでも不利益であれば、その契約条項を無効とする判断は不当である。

定額補修分担金の金額は、契約時の目的物件の状況や契約期間など種々の要素を勘案して設定するものであり、単純に月額賃料との比較によってその相当性が判断できるものではないし、およそ一般の消費者契約においても価格は事業者側によって設定され、これを消費者が選択するという形式が取られており、賃貸人側によって金額設定がされていることを不当性の判断要素とするべきではない。既に原審で主張したように、定額補修分担金条項の紛争回避機能は賃借人側にとっても利点であることなどから、消費者の利益を一方的に害する契約条項に該当しない。

イ 第1審被告は同条項の使用を、自らの経営判断で取りやめているのであるから、本件訴訟に結果によってその判断が変わる理由もなく、マスコミを通じてその不使用を表明しているにもかかわらず、これを再開すれば、社会的信用失墜は自明であることからしても、再使用のおそれがないことは明らかであって、消費者契約法12条には該当しない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本案前の争点（書面による事前の請求があったか）

原判決第2の1(3)のとおり、第1審原告は、第1審被告に対し、平成20年2月29日、消費者契約法41条1項に定める請求の要旨、紛争の要点及び内閣府令で定める事項（同法施行規則32条1項）を記載した書面をもって、消費者との間で、建物賃貸借契約を締結し、又は合意更新するに際し、定額補修分担金条項を内容とする意思表示を行わないこと、同条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄すること及びこれらを社内で周知徹底させる措置をとることを請求し、同書面は、同年3月1日、第1審被告に到達した。

消費者契約法41条1項に定められた事前の書面による請求は、事業者等に対し、早期に取引の実情を把握して自ら是正する機会を与えるとともに、これにより紛争の早期解決と取引の適正化を図る観点から、適格消費者団体に対し、

訴訟に先立ち、訴訟外で、事業者等に差止請求をすることを義務付けたものである。そうすると、書面に、同項及び同法施行規則32条1項に定められた事項以外の事項が記載されていたからといって、事前の書面による請求に当たらないということはできない。

そして、「差止請求書兼申入書」(甲4)又は「申入書」(甲6)において、第1審原告に、差止請求権の不適切な行使があったり、濫用があったりしたと認めるに足りる証拠はないから、第1審原告は、第1審被告に対し、消費者契約法41条1項の定める事前の請求をしたということができる。

## 2 本案の争点1 (定額補修分担金条項が消費者契約法10条に反するか)

### (1) 消費者契約法10条前段該当性

ア まず、定額補修分担金条項が「民法、商法その他の法律の公の秩序に関する規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」(消費者契約10条前段)に該当するかを検討する。

イ 民法の規定(616条、598条)によれば、賃借人は、賃貸借契約が終了した場合には、賃借物件を原状に回復して賃貸人に返還する義務があるところ、賃貸借契約は、賃借人による賃借物件の使用とその対価としての賃料の支払を内容とするものであり、賃借物件の自然損耗や通常の使用にかかる損耗(以下「通常損耗」という。)の発生は、賃貸借契約の性質上当然に予定されているものといえる。したがって、建物の賃貸借契約において、通常損耗の原状回復費用は使用収益の対価たる賃料に含まれているというべきであるから、原則として賃貸人が負担するべきである。

ウ 定額補修分担金条項においては、賃借人が賃貸借契約締結時に、賃貸借開始時の新装状態への回復費用の一部負担金として、一定の金銭(定額補修分担金)を支払うこととされており、ほかに通常損耗の原状回復費用が定額補修分担金には含まれないとの条項もないから、定額補修分担金条項

は、通常損耗分の原状回復費用をも含んでいるものと解される。そして、故意又は重過失による賃借物件の損耗・改造費用については、別途賃借人に請求できることが定められていること、いったん支払った定額補修分担金の返還を請求できないとされると、結局、賃借人の軽過失による損耗の原状回復費用が、支払った定額補修分担金の額に満たない場合には、賃借人は本来負担しなくてもよい通常損耗の原状回復費用を負担させされることになる。

相当額の通常損耗の発生が不可避的であることも考慮すると、この点において、定額補修分担金条項は、民法の規定の適用による場合に比して、賃借人の義務を加重する条項であるということができる。

## (2) 消費者契約法10条後段該当性

ア 次に、定額補修分担金条項が「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」(消費者契約法10条後段)に該当するかを検討する。

この要件に該当するか否かは、消費者契約法1条の趣旨に照らし、契約条項の内容のみならず、契約当事者の有する情報の質や量及び交渉力の格差の程度等諸般の事情を総合的に考慮して決すべきである。

イ そこでまず、定額補修分担金条項の内容をみると、賃借人の軽過失による損耗の原状回復費用が定額補修分担金の額を超える場合には、賃借人はその差額の支払を免除されるから、その額によっては賃借人の利益になることもあり得るが、前記(1)ウ記載のとおり、賃借人の軽過失による損耗の原状回復費用が、定額補修分担金の額に満たない場合には、賃借人は本来負担しなくてもよい通常損耗の原状回復費用を負担することになる。

ウ 次いで、第1審被告を賃貸人とする定額補修分担金条項を含む賃貸借契約における定額補修分担金の額をみると、第1審原告提出の証拠(甲1-3, 24, 25)によれば、原判決別紙3のとおりであり、これによれば、定

額補修分担金の額は、7～30万円で平均して18万円強であり、月額家賃の2～4倍で平均して3倍強である。賃借人の軽過失による損耗の原状回復費用がこれらの額になることは、あまりないと考えられる。むしろ、賃借人の軽過失による損耗の原状回復費用が定額補修分担金の額を超えることがあることは、数多くの事例を扱う（甲16）第1審被告において何ら立証していないことからしても、賃借人の軽過失による損耗の原状回復費用が定額補修分担金の額を超えるようなことはないと認められる。

エ すんで、その他の事情について検討する。

証拠（乙17）及び弁論の全趣旨によれば、第1審被告は建物賃貸借、マンション管理、運営等を業としており、建物の修繕に関する知識や情報が豊富であること、定額補修分担金の額は、明確な算定基準はなく、第1審被告が、賃借物件ごとに、賃借人の特性、賃貸物件の広さ、設備・素材の損傷のしやすさ、契約期間、用法などの諸要素を総合的に考慮し、退去時の原状回復費用を予想して提示していたことが認められる。

他方、証拠（乙16）及び弁論の全趣旨によれば、第1審被告が、建物賃貸借契約締結に際し、賃借人に、定額補修分担金について、退去時において入居時と同様の新装状態に回復することが必要で、そのうちの一部として定額補修分担金を負担してもらう旨の説明をしていたことが認められるものの、その有利な点、不利な点を判断するために必要な情報（一般的に生じる原状回復費用の種別と額、賃借人の軽過失による原状回復費用が定額補修分担金の額に満たない場合には本来負担しなくてもよい通常損耗部分の原状回復費用を負担させられる結果となることなど）を提供していたと認めるに足りる証拠はない。

そうすると、賃借人が消費者である場合、賃借人は、定額補修分担金の額が自己に有利か不利かを判断するのに十分な情報なくして定額補修分担金条項に合意することが多くなり、賃借人と賃貸人との間に、顕著な情報

の質及び量の格差があることになる。

オ 以上によれば、定額補修分担金は、その額によっては賃借人に有利となることもあり得るが、定額補修分担金の額の設定方法や賃貸人と賃借人の情報の格差を考慮すると、その額が賃借人に有利に定められることは期待しがたく、上記認定のとおり、本件においては定額補修分担金の額が軽過失による損耗の額を超えるようなことはないと認められ、軽過失による損耗の原状回復費用はもとよりこれに通常損耗の原状回復費用を加えた額を超えるように定められることが、構造的に予定されているとさえいえるものである。

結局、定額補修分担金の額が賃借人にとって有利な額である場合が観念的にはあり得るとしても、本件における定額補修分担金条項は、信義則に反して消費者を一方的に害する条項であるということができる。

(3) これに対し、第1審被告は、定額補修分担金条項は、その額において賃借人にとって有利である場合もあるし、紛争回避機能は賃借人・賃貸人双方に対して利点があると主張するが、上記((2)ウオ)において認定したとおり、むしろ、定額補修分担金の額が、現実に賃借人側に有利になるように定められることはほとんど考えがたく、紛争回避機能は、本来賃貸人が負担すべき通常損耗に対する原状回復費用を、定額補修分担金条項によって、賃借人に定額で負担させて、賃借人から賃貸人に対して、通常損耗に対する原状回復費用の返還を巡る紛争を事実上回避（断念）するという、もっぱら賃貸人側に有利となる紛争回避機能にすぎないものであり、第1審被告の主張するような、賃借人に有利となるような面は、実質的には認められないに等しいといるべきである。

したがって、第1審被告の主張は採用できない。

### 3 本案の争点2（消費者契約法12条3項に基づく差止めの要件を満たすか）

(1) 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれが

あるときといえるか。

消費者契約法12条の「現に行い又は行うおそれがあるとき」とは、現実に差止めの対象となる不当な行為がされていることまでは必要ではなく、不当な行為がされる蓋然性が客観的に存在している場合であれば足りる。

第1審被告は、平成19年7月から、定額補修分担金条項を含む賃貸借契約を締結していないと主張するが、第1審被告が、平成20年3月25日ににおける報道関係者に対する報告（乙1）において、定額補修分担金の違法性については争う姿勢を見せていること、本訴訟においてもその違法性を争っていることからすると、今後、第1審被告が定額補修分担金条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行う蓋然性が客観的に存在すると認めざるを得ない。

なお、第1審被告は、定額補修分担金条項を使用しないことを、経営判断として決定し、マスコミを通じて表明しているので、それに反するような行動をとることはあり得ない旨主張しているが、経営判断は状況に応じて変転する可能性が高いものである上に、定額補修分担金の消費者契約法10条違反性を強く争う第1審被告の姿勢に照らせば、現在同条項を使用しない旨をマスコミを通じて表明しているとしても、これにより同条項を今後使用するおそれがあるとの認定は左右されない。

よって、消費者契約法12条3項の「消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるとき」に当たる。

## (2) 一律の差止めが相当か

確かに、定額補修分担金の額が、賃借人の軽過失によって生じる損耗の原状回復費用を下回る場合には、賃借人にとって有利な条項となることはあり得るが、前記2(2)ウ～オのとおり、第1審被告において、賃借人の利益になる態様で、定額補修分担金条項を運用していた例があるとは到底認められず、構造的に信義則に反して消費者を一方的に害していたということができる。

そうすると、今後とも、第1審被告において、消費者契約法10条に反する態様で定額補修分担金が運用されるものと考えざるを得ず、その額を問わず一律に当該条項自体の使用を差し止めるのが相当である。

(3) 合意更新の場合にも差止めができるか

ア 定額補修分担金条項は、当初の賃貸借契約締結時に、賃借人が退去時に支払うべき原状回復費用の額を定額に定めることを合意し、あらかじめその支払を完了させておくものであるから、合意更新時に改めて何らかの意思表示がされることはあるまいと予想されないと考えられ、合意更新時における定額補修分担金条項の使用については、差止めの対象を観念できないともいえるが、合意更新の意義によっては、従前の契約内容を変更したり、これに付加したりして、定額補修分担金条項を含む意思表示をすることも観念できないではない。しかし、第1審被告において、合意更新時に定額補修分担金条項を含む意思表示をしたことがあることを窺わせる証拠もなく、今後の合意更新時において第1審被告がそのような意思表示を行うおそれがあるとも認められないから、結局のところ、合意更新時における差止請求には理由がない。

イ この点、第1審原告は合意更新の際も定額補修分担金条項の合意があると主張する。たしかに、合意更新においては、明示的に変更を加えない限り、従前と同じ内容の契約を締結する趣旨であると解することはできるが、定額補修分担金は、解約時に賃貸人に返還義務がある敷金とは異なり、解約時の原状回復費用として新規契約の際に一定額を合意して先払いする金銭であって、返還義務がないことも合意されているので（定額補修分担金条項1、2）、その支払は、新規契約時に履行が終わっているといわざるを得ない。換言するならば、定額補修分担金の支払を新規契約において合意した当事者が、合意更新をする際において、改めて定額補修分担金の支払及び履行を確認した上で、さらにその不返還を合意するというような意思

表示が含まれていると解することはあまりに技巧的に過ぎ、困難というほかはない。

合意更新の際には、定額補修分担金条項のうち、3項に関する特約部分である「賃貸人は故意、重過失による損耗を除く原状回復費用を請求しない」という特約部分のみが、同じ内容で合意されているものと解すべきであるが、第1審原告が差止めを請求しているのは、定額補修分担金条項のすべてを使用する場合のみであると解され、同条項の3項の部分についてのみを差止めの対象としているものではないことも明らかである。

したがって、合意更新の際には第1審原告の主張する定額補修分担金条項を含んだ契約の申込み又はその承諾の意思表示があるものとは認められない。

#### 4 第1審原告の控訴の趣旨3項、4項について

##### (1) 従業員への指示を求める請求の適法性について

第1審被告の従業員らに対し、第1審被告が請求の趣旨1項記載の意思表示を行うための事務を行わないことを指示することを求める請求は、第1審被告のすべき指示が、事業者の労働者に対して有する労働義務遂行に際しての指揮命令権に基づく業務上の指示を意味するものであるから、従業員17名ほどを擁する第1審被告の事業規模（甲16）においては、そのような業務上の指示は、上記指示を記載した各従業員に対する書面の配布もしくは社内メールの送信などによって行われるべきことは当然予想されることであるから、このような作為を求めたとしても、その履行の有無について判別できないようなことは想定し得ないので、上記請求自体は特定性に欠ける点はないというべきである。

##### (2) 従業員への指示及び書面の配布の請求の当否について

ア 消費者契約法12条の「当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」とは、不当行為の停止又は予防の実効性を図るものであれば、例示にかかる

不当行為に供した物の廃棄若しくは除去など、物的手段への対応のみならず、事業活動を実際に担当する従業員といった人的手段への対応も含まれると解することができる。

弁論の全趣旨によれば、第1審被告は、平成19年7月以降に、定額補修分担金条項を含む賃貸借契約の締結を廃止し、2年近くもの間第1審被告において定額補修分担金条項が使用されていないことからすると、同条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示をしないことを従業員らにも周知徹底したことが認められるので、新たに従業員らに指示して、今後同条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わしめることがない限り（この点は、すでに請求されている第1審被告に対する意思表示等の差止めに当然含まれているものである。），上記意思表示をしないことなどを記載した書面の第1審被告の従業員らへの配付や上記意思表示を行うための事務を行わないことの指示を命ずる必要性までは認められず、上記請求には理由がない。

イ たしかに、上記3のとおり、第1審被告において、新規契約において定額補修分担金条項を使用するおそれが認められ、かつ、甲28によれば、賃借人が支払った定額補修分担金を退去時に返還していないことは認められるが、そのことは、上記アのとおり、既に第1審被告が従業員に対し、定額補修分担金条項を含む契約の締結をしない業務命令が徹底されている状況が認定できることを左右するものではないので、重ねて同様の業務命令の文言を記載したような文書を従業員らに配布等する必要性は認められない。

5 そうすると、原審が定額補修分担金条項を含む意思表示を行うための事務を行わないことを求める請求を却下した部分については、請求は適法であるが、理由がないため、請求を棄却することが相当であるから、その限度で第1審被告の控訴は理由があるので、原判決を変更することとし、その余の双方の控訴

はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官

三 浦

潤 

裁判官

中 村 昭 子 

裁判官 森 宏司 は、転補につき署名押印することができない。

裁判長裁判官

三 浦

潤 

別紙1

定額補修分担金条項

- 1 消費者は、目的建物退去後の賃貸借開始時の新装状態への回復費用の一部負担金として、定額補修分担金を第1審被告に対し支払う。
- 2 当該消費者は、第1審被告に対し、定額補修分担金の返還を、入居期間の长短にかかわらず、請求できない。
- 3 第1審被告は、当該消費者に対し、定額補修分担金以外に目的建物の修理・回復費用の負担を求めることはできない。ただし、当該消費者の故意又は重過失による同建物の損傷及び改造については除く。

以上

別紙2

株式会社長栄は、消費者との間で建物賃貸借契約を締結又は合意更新をするに際し、下記定額補修分押金条項など下記①ないし③の内容の条項（以下「定額補修分押金条項」という。）を含む意思表示を行いませんので、当社が定額補修分押金条項を使用した建物賃貸借契約を行うための事務は一切行わないようにしてください。

記

- ① 消費者は、目的物件退去後の賃貸借開始時の新装状態への回復費用の一部負担金として、定額補修分押金を株式会社長栄に対して支払う。
- ② 当該消費者は、株式会社長栄に対し、定額補修分押金の返還を、入居期間の长短に関わらず、請求できない。
- ③ 株式会社長栄は、当該消費者に対して、定額補修分押金以外に目的物件の修理・回復費用の負担を求めることができない。但し、当該消費者の故意又は過失による同物件の損傷、改造は除く。

(定額補修分押金条項)

本物件は、快適な住生活を送る上で必要と思われる室内改装をしております。そのために掛かる費用を分担し（頭書記載の定額補修分押金）賃借人に負担して頂いております。尚、乙の故意又は重過失による損傷の補修・改造の場合を除き、退去時に追加費用を頂くことはありません。

- 1 乙は、本契約締結時に本件退去後の賃貸借開始時の新装状態への回復費用の一部負担金として、頭書(2)に記載する定額補修分押金を甲に支払うものとする。
- 2 乙は、定額補修分押金は敷金ではないということを理解し、その返還を求めることができないものとする。
- 3 乙は、定額補修分押金を入居期間の長短に関わらず、返還を求めるることはできないものとする。
- 4 甲は、乙に対して、定額補修分押金以外に本物件の修理・回復費用の負担を求

めることはできないものとする。但し、乙の故意又は重過失による本物件の損傷  
・改造は除く。

5 乙は、定額補修分担金をもって、賃料等の債務を相殺することはできない。

私は、本契約締結にあたり以上の説明を受け、上記事項を熟読の上、ここに定額  
補修分担金の支払いを了承し、その支払いに合意致します。

平成 年 月 日 (賃借人氏名)

これは正本である。

平成 22 年 3 月 26 日

大阪高等裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 松 本 恵

